

利用定員について

平成27年2月6日(金)
平成26年度第8回行田市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法での給付の仕組み

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育施設などの施設への財政支援として新たに「施設型給付」と「地域型保育給付」が創設されます。

子ども・子育て支援法

施設型給付

認定こども園（0～5歳）

幼保連携型

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園（3～5歳）

保育所（0～5歳）

私学助成
を受ける
幼稚園

地域型保育給付

小規模保育
（0～2歳）

家庭的保育
（0～2歳）

居宅訪問型
保育
（0～2歳）

事業所内
保育
（0～2歳）

新制度における給付を受けるためには

施設型給付、地域型保育給付を受けるためには、教育・保育施設としての認可とは別に市町村の「確認」を受け、「利用定員」を設定する必要があります。

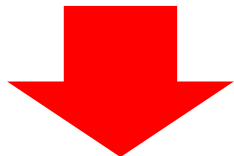
「認可定員」は、施設としてのハード面、人的配置などのソフト面が法に適合している場合に認められる定員です。

「確認」とは、対象の施設・事業が、公費（給付費）の支給対象となる施設・事業所としての要件を備えているかを市町村が審査するものです。

原則として、認可を受けた施設であっても、市町村による確認を受けなければ給付の対象となりません。

「利用定員」は、その地域が必要としている保育ニーズ（需要）に対して過剰な供給（保育サービスの提供）を防ぐために、その地域の保育ニーズに合致した供給量に見合った定員を「利用定員」として設定し、その人数に応じて公費（給付費）を支出します。

利用定員は、市町村の子ども・子育て会議等による意見を聴いた上で、市が定めます。



確認の基準や利用定員の必要性の判断基準は？

確認を行う際の設備・運営の基準（要件）は、市町村が条例で定めます。

また、需要と供給量を判断するための基準となるものが、子ども・子育て支援市町村事業計画で定める「量の見込み」と「確保方策」です。

確認と市町村子ども・子育て会議、県との関係①

《子ども・子育て支援法》

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

(1) 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

↑【1号・2号・3号認定】

(2) 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 ←【1号認定】

(3) 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 ←【2号・3号認定】

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

確認と市町村子ども・子育て会議、県との関係②

《子ども・子育て支援法》

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 (略)

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6 (略)

《行田市子ども・子育て会議条例》

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

確認と利用定員設定の手続き①

- (1) 給付を受けようとする施設・事業者は、「行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」もしくは「行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準を満たした上で、市へ確認の申請を行います。
- (2) 確認申請があった場合、市では条例と「行田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき審査を行います。
- ・設備や職員配置などの運営について←条例と合致しているか？
 - ・利用定員←市町村の事業計画と照らし合わせ、必要量の利用定員となっているか？
都道府県と協議します。

《利用定員の設定にあたっての留意事項》

- ①教育・保育施設の利用定員の最低人数は、20名以上。(幼稚園は除く)
- ②認定区分(1号～3号)ごとに設定し、3号認定子どもの定員は、0歳と1・2歳に区分する。
- ③認可定員と一致させることが基本。
ただし、次のような対応も可能。
 - ・恒常的に実利用人数が少ない場合には、実際の利用状況に基づいた人数で設定する。
⇒ 認可定員内であれば、利用定員を超えた受入れは可能
 - ・恒常的に利用定員を超過している場合には、公定価格を減額する。
- ④認定こども園の園児の認定区分が変更する場合には、引き続き同施設の利用を可能とするような柔軟な取扱いとする。

確認と利用定員設定の手続き②

(3)市町村では、審査の後、確認申請があった施設・事業所について、給付の支給対象施設・事業所として確認してよいか、また利用定員を定めてよいか、市町村の子ども・子育て会議等で意見を聴きます。

(4)子ども・子育て会議での意見を踏まえ、また都道府県とも協議を行い、市が確認を行い、利用定員を定めます。

※ただし、新制度の施行時点で、現に幼稚園・保育所の認可を受けている施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなされます。(みなし確認)

施設・事業者の確認(施設型給付・地域型保育給付)

市町村は、施設設置者からの申請等に基づき、利用定員を設定し確認を行う

利用定員設定の県協議〔31・32条〕

市町村は、利用定員の設定・変更にあたり、あらかじめ県への協議が必要。
〔みなし確認含む。〕

県

②協議

③承認

施設設置者

①確認申請

市町村

④確認
(利用定員設定含)

※新規に利用定員を定める時は、市町村子ども・子育て会議の意見を聴くことが必須
利用定員変更の場合は、市町村子ども・子育て会議の意見を聴くことは任意

確認の届出〔41・53条〕

市町村は、確認をしたとき・取り消したとき等は、遅滞なく県への届出と公示が必要。

県

施設設置者

確認
確認の取消等

市町村

公示

確認と利用定員設定の手続き③(利用定員協議・確認等届出)

法＝子ども・子育て支援法

